

外部評価の実施回数緩和について

下記の要件をすべて満たす指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所については、申請書及び必要な添付書類を藤沢市に提出することにより、外部評価の実施回数を2年に1回にすることができます。

<緩和要件>

- ① 実施回数の緩和の適用を受ける年度の前5年間において継続して外部評価を実施していること。（実施回数の緩和の適用を受けたことにより外部評価を実施しなかった年度は、実施したものとみなす。）
- ② 実施回数の緩和の適用を受ける年度の前年度に実施した外部評価について「神奈川県認知症対応型共同生活介護の外部評価機関選定要綱」に規定された「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」を藤沢市に提出していること。
- ③ 実施回数の緩和の適用を受ける年度の前年度において、運営推進会議を6回以上開催していること。
- ④ 運営推進会議において、構成員に市の職員又は地域包括支援センターの職員が含まれており、かつ実施回数の緩和の適用を受ける年度の前年度において開催された運営推進会議に市職員等が1回以上出席していること。
- ⑤ 「神奈川県認知症対応型共同生活介護の外部評価機関選定要綱」に規定された「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2、3、4、6の実施状況（外部評価）が適切であること。

<申請書の提出時期>

緩和の適用を受けようとする年度の4月末日まで